

規 則

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―二〇六

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―三九七)の一部を次のように改正する。

別表第一中央児童相談所、南児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所及び越谷児童相談所の項を次のように改める。

中央児童相談所、南児童相談所、朝霞児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所及び越谷児童相談所	要保護児童の生活指導又は心理療法に直接従事する職員	二・二五
	保健師、看護師及び准看護師	一・二五

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇七二)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。